

「(仮称) 藤沢市子どものいじめ防止条例 (骨子案)」について、ご意見を募集します

2013年(平成25年)9月にいじめ防止対策推進法が施行されました。
このたび、同法の趣旨を踏まえ、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「(仮称)藤沢市子どものいじめ防止条例(骨子案)」を作成しました。
つきましては、広く市民の皆さまの意見提案を反映させるため、パブリックコメント(市民意見提案)を実施します。
下記の実施概要をご確認いただき、ご意見くださいますようお願いいたします。

1 意見等を募集する事項

「(仮称)藤沢市子どものいじめ防止条例(骨子案)」

2 意見等を提出できる方

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方及びその他利害関係者

3 意見等の募集期間

2014年(平成26年)11月5日(水)から同年12月4日(木)まで(必着)

4 意見等の提出方法

所定用紙(別紙)又は任意の用紙に意見と住所、氏名(法人等の団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名)、上記2の「意見等を提出できる方」のいずれに該当するかを明記し、次のいずれかの方法により、人権男女共同参画課又は教育指導課のいずれかへ提出してください。

また、市のホームページの「パブリックコメント」からも提出できます。

※ 電話での受付は行いません。また、提出された意見等の原稿は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 郵送

■藤沢市 企画政策部 人権男女共同参画課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

又は

■藤沢市教育委員会 教育部 教育指導課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

(2) ファクス

■藤沢市 企画政策部 人権男女共同参画課
FAX 番号 0466-24-5928 (人権男女共同参画課宛と明記してください。)

又は

■藤沢市教育委員会 教育部 教育指導課
FAX 番号 0466-50-8424 (教育指導課宛と明記してください。)

(3) 持参

■受付場所 藤沢市 企画政策部 人権男女共同参画課
(藤沢市藤沢 109 番地の 6 湘南NDビル 8 階)

又は

■藤沢市教育委員会 教育部 教育指導課
(藤沢市朝日町 10 番地の 7 森谷産業旭ビル 4 階)

持参の場合： 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
(土曜日、日曜日及び休日は除く)

(4) 市ホームページ用専用提出フォーム（電子提出）

パブリックコメント専用提出フォームから提出してください。

5 意見等に関する考え方の公表

提出いただきましたご意見は類型化し、市の考え方を付して公表します。
(個別には回答いたしません。)

なお、提出されたご意見は、個人情報を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

6 今後の予定

平成 26 年	12 月 市議会に中間報告
平成 27 年	2 月 市議会に条例案を上程
	4 月 条例施行予定

【お問い合わせ】

■藤沢市 企画政策部 人権男女共同参画課
(藤沢市藤沢 109 番地の 6 湘南NDビル 8 階)
電話番号 0466-50-3501 (直通)
FAX 番号 0466-24-5928
(人権男女共同参画課宛と明記してください。)

■藤沢市 教育委員会 教育部教育指導課
(藤沢市朝日町 10 番地の 7 森谷産業旭ビル 4 階)
電話番号 0466-50-3559 (直通)
FAX 番号 0466-50-8424 (教育指導課宛と明記してください。)

「（仮称）藤沢市子どものいじめ防止条例（骨子案）」

パブリックコメント（市民意見公募）

2014年（平成26年）11月5日（水）から
同年12月4日（木）まで

藤沢市 企画政策部 人権男女共同参画課
藤沢市教育委員会 教育部 教育指導課

(仮称) 藤沢市子どものいじめ防止条例 (骨子案)

私たちは、いじめを許さない文化と風土をつくることを目標とし、いじめのない社会を目指します。

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、社会の宝、未来の希望です。私たちは、子どもの笑顔を守り、すべての子どもが一人の人間として尊重され、安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めなければなりません。

藤沢市市民憲章では、市民が郷土を愛し、市民の誰もが幸せに暮らすことができるまちにするため、「いつもだれにも親切にしましょう」などの守るべき規範を定めています。

私たちは、あらゆる人が個人として尊重され、幸せに暮らすことができるよう、次代を担う子どもの最善の利益を図るため、いじめの背景にあるさまざまな問題と正面から向き合い、子どもの人権を侵害するいじめを、しない、させない、許さない社会とすることを目指し、ここに、藤沢市子どものいじめ防止条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」といいます。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等に係る基本理念及び市、学校、保護者、学校以外の施設、市民、関係機関の責務及び役割を明らかにし、いじめの防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境を整えることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 学校に在籍する児童又は生徒及び学校に在籍していない者であつて、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいいます。
- (2) いじめ 子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが

行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるものをいいます。

- (3) 学校 この市の区域内に存する小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校をいいます。
- (4) 保護者 親権を行う者, 未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいいます。
- (5) 学校以外の施設 学校以外の子どもが在籍する施設又は団体をいいます。
- (6) 市民 市内に居住する者, 通勤する者又は通学する者及び市内で事業活動を行う個人, 企業又は団体をいいます。
- (7) 関係機関 児童相談所, 法務局又は地方法務局, 警察, その他医療, 福祉並びに子どものいじめに関係する機関及び団体をいいます。

(基本理念)

第3条 いじめは, 子どもの人権を侵害し, 心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす絶対に許されない行為であり, 社会の中のさまざまな要因がいじめを生み出す背景となりうることから, 市, 学校, 保護者, 学校以外の施設, 市民及び関係機関は, それぞれの責務及び役割に基づき, 主体的に, かつ, 相互に連携して, いじめといじめを生じさせる問題の解決を目指します。

(子どもの心がけ)

第4条 子どもは, 次のことを心がけましょう。

- (1) 自分を大切にしましょう。
- (2) 他の人を思いやり, お互いに仲良くしましょう。
- (3) いじめを受けたとき, 又は, いじめを見たり聞いたりしたときは, 一人で悩まずに, 家族, 友だち, 学校, 市又は関係機関等に相談しましょう。

(市の責務)

第5条 市は, 子どもの最善の利益を図るため, いじめの防止等に関する施策について, 積極的に推進するものとします。

- 2 市は, 社会の中のさまざまな要因がいじめを生み出す背景となりうることから, 子どもが安心して生活し, 学び, 心身ともに健やかに成長することができるよう, いじめを生じさせる問題の解決に向け, 社会全体への意識啓発を図るとともに環

境の整備に努めるものとします。

- 3 市は、いじめの防止等に関する施策について、国、神奈川県及び関係機関等と協力し、積極的に推進するものとします。
- 4 市は、市が設置する学校におけるいじめの防止等の対策を推進するため、教育委員会において、法第12条に定める地方いじめ防止基本方針を策定するものとします。
- 5 市は、学校（市が設置する学校を除く。）及び学校以外の施設に対して、いじめの防止等に関する施策が確実かつ適切に実施されるよう、必要な情報交換及び協力を求めることができるものとします。
- 6 市は、この条例の目的を達するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとします。

（学校の責務）

- 第6条 学校は、法第13条に規定する各学校で定める学校いじめ防止基本方針に基づき、教育活動を通して、生命を尊ぶ心や他の人を思いやる気持ちを大切にし、いきいきと活動する子どもを育成するものとします。
- 2 学校は、保護者及び関係機関等と連携し、いじめの防止等に取り組むとともに、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けている、又は、いじめを行っていると思われるときは、適切かつ迅速に対処しなければなりません。
 - 3 学校は、前項の規定に基づき対処し、いじめがなくなったと思われる後も、子どもが安心して学校に通うことができるよう努めなければなりません。

（保護者の責務）

- 第7条 保護者は、子どもの豊かな成長を願い、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう努めるものとします。
- 2 保護者は、子どもに対して、いじめが決して許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとします。
 - 3 保護者は、子どもの変化を見逃さず、良き相談相手となるよう努めるものとします。

（学校以外の施設の役割）

- 第8条 学校以外の施設は、子どもをいじめから守ることについて理解を深め、いじめを見過ごさず、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めるものとします。

(市民の役割)

第9条 市民は、地域社会において、子どもを見守り、声かけを行う等、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、子どもが地域の人々との関わりの中で、社会性を育めるよう努めるものとしします。

2 市民は、いじめを発見したとき、又は、いじめの疑いがある行動を見聞きしたときは、市、学校又は関係機関等へ情報を提供するよう努めるものとしします。

(関係機関の役割)

第10条 関係機関は、第3条に規定する基本理念の実現に向けて、いじめを解決するよう努めるものとしします。

以 上